

# 令和3年度 多文化共生・国際交流推進事業費助成金について

## 目的

自主的かつ創造的な多文化共生、国際交流・協力ならびに国際理解教育の各活動を支援することにより、市民の多文化共生、国際交流・協力促進の意識の醸成を図り、もって本市の国際化を推進するために本助成金を交付します。

※(交付決定時の条件として)事業の実施報告を市民に向けて行っていただく場合があります。

## 助成対象者の要件

全てに該当すること

- (1)活動の**本拠地が浜松市内**にあること
- (2)目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項に関する**定めがある**こと
- (3)**非営利の団体**であること
- (4)特定の**政治活動または宗教活動**を目的とした団体ではないこと

## 助成金の申請受付期間

1月15日から 2月26日まで

<会場に掲示や、チラシなど広報物に掲載してください>



助成：浜松国際交流協会(HICE[ハイス])

## 助成対象となる活動

いずれかに該当すること

- (1)多文化共生の推進を目的とする事業で次に掲げるもの
  - ①地域における情報の多言語化事業
  - ②日本語及び日本社会に関する学習支援事業
  - ③居住支援事業
  - ④医療・保健・福祉支援事業
  - ⑤防災支援事業
  - ⑥母語・母国文化支援事業
  - ⑦多様性を活かした新しい文化の創造・地域の活性化事業
- (2)国際交流の推進を目的とする事業
- (3)国際協力の推進を目的とする事業
- (4)国際理解の推進を目的とする事業
- (5)上記(1)～(4)の担い手となるボランティアを育成する事業

全てに該当すること

<その他の条件>

- (1)助成対象団体が自ら企画、主催する活動で、その**活動内容等が具体化**しているもの。
- (2)国、地方公共団体またはそれらの関係団体から**助成金等の交付を受けていない**もの。

## 助成金の額・補助対象外経費

- ①**対象事業費の2分の1以内**(HICE予算の範囲内)
- ②各活動の**1件あたりの助成金限度額**は、下記のとおり

限度額 500千円

限度額 300千円

<その他の条件>

- ①対象団体1団体につき1年度、(1)に該当する活動については100万円、(2)～(5)は60万円を上限とする

=助成の対象とならない経費=

- ① 団体の運営経費
- ② 海外渡航経費
- ③ 飲食代
- ④ 観光経費(交通費、宿泊費、添乗員費用、史跡等の見学経費等)
- ⑤ 土産代
- ⑥ 備品購入経費
- ⑦ 他団体・個人への寄付金・支援金

# 助成金申請の流れ

申請者

HICE

## ①助成金の申請

- ・交付申請書(第1号様式)
- ・活動実施計画書(第2号様式)
- ・収支予算書(第3号様式)
- ・その他、申請の参考となる書類

申請

## ②助成金の交付決定

- ・交付決定通知書(第4号様式)
- ※交付条件をご確認ください。

決定

概算  
払  
請

## ③助成金の概算払請求

- ・概算払い申請書(第11号様式)
- ・概算払い請求書(第12号様式)
- ・資金計画書(任意様式)

助成金額の  
80%以内

申請

- ## ④審査し、必要があると認めるときは、助成金を概算払する。
- (助成金額の80%以内、口座振り込み)

決定

事業  
変  
更

## ⑤助成金の変更申請

- ・変更承認申請書(第5号様式)
- ・活動実施変更計画書(第2号様式)
- ・収支変更予算書(第3号様式)
- ・その他、申請の参考となる書類

経費予算の  
20%以上  
増減 など

申請

## ⑥助成金の変更交付決定

- ・変更交付決定通知書(第6号様式)

決定

新型コロナウイルスの対応などは、  
随時ご相談ください

## ⑦実績報告

- ・活動実績報告書(第7号様式)
- ・収支決算書(第8号様式)
- ・助成対象経費に係る領収書(写し)
- ・その他活動の実績・成果を示す書類

報告

## ⑧内容審査後、助成金の交付確定

- ・交付確定通知書(第9号様式)

確定

※完了日から30日以内か3月31日のいずれか早い日までに提出

## ⑨助成金の請求

- ・請求書(第10号様式)

請求

## ⑩助成金の口座振り込み

支払